

初診時保険外併用療養費について

当院では、他医療機関等からの紹介によらず（紹介状をお持ちでない方）、直接来院された患者様（初診の方）については初診に係る費用、初診時保険外併用療養費として1,100円（税込）をいただいております。

平成8年4月の健康保険法、診療報酬改定にて、初診時特定療養費が導入されました。これは厚生労働省指示により、地域の医院・診療所と病床数200床以上の病院との役割の分担および連携を図るために、病床数が200床以上の病院での初診において、他医療機関からの紹介状がない場合に、初診に係る費用として算定が許可されたものです。

当院は許可病床数447床の病院であり、診療報酬上の療養担当規則に沿って初診時紹介状をお持ちでない患者様については通常の医療費の他に初診時保険外併用療養費を徴収させていただいております。

「初診時」とは保険診療上の計算方法においてのものであり、当院を初めて受診される患者様以外でも、前回受診された時の疾病の治療経過が終了、若しくは中止している場合についても対象となります。その期間については前回受診日より、概ね3ヶ月以上が経過した場合とさせていただきます。

また、下記のような患者様は徴収対象にはなりません。ご理解の程お願い申し上げます。

< 対象外の例 >

- ① 救急車にて来院、もしくは夜間・休日に緊急来院された患者様。
- ② 国・地方の公費負担医療制度の受給対象患者様
特定疾患・小児特定疾患・生活保護・母子医療・原爆・身体障害者医療・
精神保健医療・感染予防医療・公害・児童福祉医療 等

以上、対象外と思われる患者様は総合受付まで、お申し出下さるようお願いいたします。